

## 八女市医療機関新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 追加支援金のご案内

昨年、八女市内の医療機関における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を支援するために支援金を交付しましたが、全国的な感染拡大状況を踏まえ、追加の支援として追加支援金をご案内します。

### 【対象となる医療機関と追加支援金額】

対象医療機関		追加支援金額
病院	200床以上	100万円
	100床以上200床未満	80万円
	100床未満	50万円
一般診療所		20万円
歯科診療所		10万円
薬局		5万円

※ 追加支援金は病院、一般診療所、歯科診療所、薬局ごとに交付します。

※ 令和3年2月24日現在で開設している八女市内の病院、一般診療所、歯科診療所、薬局が対象です。令和4年3月31日までに事業を完了することが条件となります。

### 【申請方法】

- ・ 交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、郵送又は担当課窓口までご提出ください。

※ 原則、郵送でお願いします。

### 【提出期限】

- ・ 5月31日（月）までに提出してください。

### 【支援金交付時期】

- ・ 申請を受理し、交付決定をした日から概ね1ヵ月以内に指定口座に振り込みます。

裏面あり

## 【支援金交付要件】

- 交付要件として、令和4年3月31日までに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策追加事業に取り組んでいただきます。
- 前回の支援金の交付を受けた医療機関であって、事業を完了していない場合は、令和3年3月31日までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。

Q 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策追加事業とは？

A 感染拡大防止に資する以下のような取組が考えられます。ソフト・ハード事業を問わず感染防止に資する幅広い取組に充てることができます。

- マスク、防護服、消毒液等の消耗品の購入等
- 空気清浄機等の備品の購入等
- 施設内の感染防止対策に資する設備の改修、導入等
- 感染防止に資する広報（パンフ・案内）等に係る経費
- スタッフのための研修、健康管理、PCR検査等に係る経費
- その他感染拡大防止に資すると認められる事業

## 【実績報告書の提出】

- 対策防止対策追加事業を完了したときは、必ず実績報告書（様式第4号）をご提出ください。また、令和4年3月31日までに事業を完了してください。  
※ 実績報告書の様式は、交付決定通知書に同封して送付します。
- 八女市が交付する追加支援金は、医療機関における拡大防止対策を包括的に支援することが目的です。実績報告書にある「取り組んだ事項」には、取り組んだ実施内容を個別又は包括的にご記入ください。
- 実績報告書が未提出の場合、支援金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。

## 【その他】

- 申請及び交付決定後、市長が必要があると認めるとき、その内容について、調査の協力を依頼する場合があります。

### 問合せ先（申請窓口）

〒834-8585 八女市本町647番地

八女市役所 健康推進課 保健総務係

電話：0943-23-1201

Fax：0943-23-1331

Mail：kenkosuishin@city.yame.lg.jp